**資料４**

医療・福祉関係機関のみなさまへ

**権利擁護の支援が必要と感じたら**

**権利擁護支援検討会議**をご活用ください

令和7年度より東村山市では成年後見制度推進機関を一歩進め、中核機関化いたしました。その中で既存会議体を整理し、新たに「権利擁護支援検討会議」を開始します。

関係機関の支援者の皆様が支援をしている方（以下、ご本人）の権利擁護に関して、また成年後見制度の申し立てを進める時や後見人受任後支援方針に悩むことがありましたら「権利擁護支援検討会議」にご相談ください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　上記のような困り事を抱えていませんか…

権利擁護支援検討会議とは

権利擁護支援方針の検討や成年後見制度の必要性、後見人等候補者の調整

について検討を行い、関係機関の皆様と“その人に合った支援”を考えます。弁護士、司法書士、社会福祉士、医師（精神科）が支援者の抱える課題や悩みに対して専門的な見地から意見・助言を行い、ご本人自身の権利擁護と支援者をサポートします。

権利擁護支援検討会議開催日

奇数月　第３木曜日　午前１０から１２時

開催方法：オンライン

＊事前に相談ケースがない時は開催を見送る場合がございます。

相談の流れ

①成年後見支援センター東村山へまずはご相談ください。

②支援検討会議へ相談することになりましたら、

**開催月の前月２０日までに**下記シートを作成し、支援センターへメール

にてご提出ください。提出シートは東村山市社会福祉協議会ホームページ

よりダウンロードができます。

１）「権利擁護相談シート」

２）「権利擁護課題チェックシート」

３）「権利擁護支援検討シート①（太枠内のみ）」

　４）「親族図」

③支援検討会議当日は原則相談者がご参加ください。相談者より説明をお願

いします。補足があれば口頭でお願いします。

④委員の助言をもとに、ご本人の権利擁護支援・成年後見制度の申立てを進めてください。成年後見制度申立て支援が必要であれば、支援センター職員も一緒にご支援いたします。

最後に、

　権利擁護支援検討会議はご本人の日常の困り事を一緒に整理する場です。

権利擁護支援について支援者が一人で抱え込まず、少しでも悩むことがありましたら、下記支援センターまでご相談ください。

問合せ先

**令和７年　　月作成**

成年後見支援センター東村山

（東村山市成年後見制度推進機関）

〒189-0022　東村山市野口町１－２５－１５　地域福祉センター１F

TEL　042-394-7767　FAX　042-393-0411

E-mail　kenri@hm-shakyo.or.jp

開所時間：月曜日から金曜日　午前９時～午後１７時（祝日・年末年始を除く）